

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 小 林 桂 治 石 黒 五 月 藤 原 和 正
久 山 英 之
欠席委員
太 田 修 大 森 茂 利

4. 農地利用最適化推進委員

佐 藤 辰 也 岡 崎 浩 北 谷 正 幸 安 木 義 忠
射 越 誠 一 山 内 桂 三 山 崎 徹 田 中 伸 五
欠席委員
福 池 正 美 茂 成 和 延 大 河 原 律 夫

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭
事務局 横見瀬 文子
事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

「田」。面積は60㎡。「長船町服部1042-1」。登記、現状地目はいずれも「田」。面積は1,074㎡。「長船町服部1053-1」。登記、現状地目はいずれも「田」。面積は1,611㎡。借受人の農地までの距離は2.5km。耕作面積は6,634㎡。借受の理由は「増反」によるもの。貸出理由は「相手の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっております。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

- 議 長 続きます。担当委員さんのご意見を伺います。1番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。
- 佐藤委員 譲受人と譲渡人は親戚関係であり、現在まで利用権を交わし耕作をしていました。譲渡人の健康上の問題により全て譲渡するというところで、話がまとまりました。特に問題ありません。
- 議 長 続きます。2番案件、岡崎委員より説明をお願いします。
- 岡崎委員 譲受人が瀬戸内市で農地を探していたところ、譲渡人の土地が見つかり購入に向けて協議を行い、話がまとまりました。譲受人は高齢ですが、息子さんが帰郷し、農業を行う予定であり、将来的には、近辺の農地も購入し、規模拡大をしたいと考えているそうです。
- 議 長 続きます。3番案件、4番案件につきましては代表といたしまして、北谷委員より説明をお願いします。
- 北谷委員 3番案件についてですが、譲渡人の母が市内で一人暮らしをしており、今後、管理自体が困難なことから、隣の農地を耕作している譲受人が引き受けて、耕作をすることになりました。
- 4番案件についてですが、耕作者を個人名義ではなく、会社名義で耕作を行う形への変更となりますが現在まで耕作されており、問題はないと思います。以上です。
- 議 長 1番案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入ります。
ただ今の第1号議案 農地法第3条許可申請について、1番案件から4番案件まで、許可に賛成の方、挙手願います。
- 議 長 全員賛成ということで、許可を決定します。
続きます。第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明します。

【1番案件】

■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■
■■■■■」。「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■ ■
■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■■■■」。土地の所在は「邑久
町山田庄1053-1」。地目は「田」。転用面積は「1,364㎡」。
転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「2階建 6棟 313.
81㎡。」建ぺい率は、28.10%。農地区分は第2種農地で10a
あたりの収量は、米450kgです。資金は、■■■■円。隣地への被害
はありません。なお、所有権移転であり、10aあたり■■■■円、農
用地区域外農地、また、瀬戸内市条例の開発案件です。資料12頁を
ご覧ください。(株)滝印刷より東へ約30mに位置しています。

【4番案件】

譲受人「岡山市中区湊238番地8 金属製品製造業 翼工業株式会
社 代表取締役 杉浦 翼」。譲渡人2名。「■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在は「邑久町豆田929-2」。地
目は「畑」。転用面積は「163㎡」。「邑久町豆田446番地 無
職 佐藤 真正」。土地の所在は「邑久町豆田933-3」。地目は
「畑」。転用面積は「478㎡」。転用目的は「金属製品製造工場」。
施設の概要は「工場 1棟 793.80㎡」。農地区分は第2種農
地 普通畑です。資金は、■■■■円。隣地への被害はありません。な
お、所有権移転であり、10aあたり■■■■円、農用地区域外農地、
また、瀬戸内市条例の開発案件です。資料13頁をご覧ください。内
山工業(株)邑久工場より北へ約30mに位置しています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■
■■」。譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■
■■ ■■■ ■■■」。土地の所在は3筆、「邑久町百田40-1」。地
目は「畑」。転用面積「291㎡」。「邑久町百田41-2」。地目
は「畑」。転用面積は「73㎡」。「邑久町百田42-3」。地目は
「畑」。転用面積は「116㎡」。転用目的は「店舗兼住宅」。農地
区分は第2種農地 普通畑です。資金は、■■■■。隣地への被害はあ
りません。なお、所有権移転であり、10aあたり■■■■円、農用地
区域外農地、資料14頁をご覧ください。(株)フォークナー 岡山物
流・検品センターより西へ約360mに位置しています。

【6番案件】

譲受人「岡山市北区大供表町1番1号 農業 岡山市農業協同組合」
譲渡人3名。まず「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■
■■」土地の所有は「瀬戸内市邑久町豊原649-1」。地目は「田」。
転用面積は「2,875㎡」。2人目は、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在は「邑久町豊原650-1」。地目は「田」。転用面積は「838㎡」。3人目は、「邑久町豊原2738 農業 大森 進」。土地の所在は「邑久町豊原651-1」。地目は「田」。転用面積は「1,020㎡」。転用目的は「農業用倉庫」。施設の概要は「平屋建 1棟 1,460.40㎡」。建ぺい率30.85%。農地区分は、農用地で10aあたりの収量は、米450kgです。資金は、■■ ■円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転であり、10aあたり■■ ■円、農用地区域内農地、また、瀬戸内市条例の開発案件・岡山県農業会議の諮問案件です。資料15頁をご覧ください。邑久浄化センターより西へ20mに位置しています。以上です。

- 議 長 続きます。担当委員さんのご意見を伺います。1番案件について、山崎委員をお願いします。
- 山崎委員 1番案件についてご説明します。申請地付近には、市役所、スーパー等の施設があり、住環境に恵まれた地域となっています。また、交通の便も良い地域でもあるため特に問題はありません。ご審議をよろしくをお願いします。
- 議 長 続きます。2番案件・3番案件について、大河原委員ですが、欠席のため、事務局の方から代読をお願いします。
- 事務局 それでは、2番案件・3番案件とも、代読をさせていただきます。まず、2番案件ですが、地元の集会で排水等、それに伴う被害防除の協議した結果、承認が下りたということで問題はないということです。3番案件についても同様に、承認をされたため、問題ないということです。
- 議 長 続きます。4番案件・5番案件について、佐藤委員をお願いします。
- 佐藤委員 4番案件についてご説明します。現在、岡山市にある既存の工場が手狭になったため、申請地へ工場を建設したいということです。排水や隣接地の関係についても問題ありません。工場で使用する有機溶剤については、その都度、地元へ開示するとのことで問題ないかと思えます。ご審議のほどをよろしくをお願いします。
- 5番案件についてご説明します。譲受人は、既存の居家古民家カフェ兼自宅として利用するにあたり、家屋を囲むように立地する申請地を来客用の駐車場スペースとして利用するとのことです。このことについて、地元、役員とも話がついているようです。特に問題ないと思えます。ご審議のほどをよろしくをお願いします。
- 議 長 続きます。6番案件について、田中委員をお願いします。
- 田中委員 6番案件についてご説明します。申請人が岡山市農業協同組合でして、面積が広いということで、開発案件にもなっております。関係各位へ

の承諾は個別訪問にて得ております。ご審議の程、よろしく申し上げます。なお、個人的な意見ですが、開発案件については、事業者は地元説明会を開催した方が良いのではと感じました。

事務局 長 開発案件の地元説明会についてですが、当該案件に係わらず、事業者が相談に来られた場合、地元説明会の開催を提案という形でお伝えしています。農地転用の申請について、地元説明会の開催が法的に必須要件でないため、たとえ地元説明会をしていなくても、申請書類が整っている場合、受理することになっています。

議長 ただ今の第3号議案 農地法第5条許可申請 1番案件から6番案件につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とします。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)について、ご説明します。

事務局 それでは、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明します。資料の6頁をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画
について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とします。それでは最後にその他の項目に入ります。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、9月の通常総会は、9月8日木曜日に瀬戸内市役所 2F大会議室で開催予定です。10月の通常総会は、10月11日火曜日に瀬戸内市市役所 2F大会議室で開催予定です。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和4年度8月の総会を閉会します。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和4年8月10日

議 長

署名委員

署名委員